

## 携帯電話の基地局整備の在り方に関する研究会 開催要綱（案）

### 1 目的

総務省では、携帯電話事業者の自主事業では採算が確保できない地理的に条件不利な地域や電波が遮へいされる空間（トンネル等）において、国庫補助を伴う携帯電話等エリア整備事業及び電波遮へい対策事業を実施すること等により、携帯電話の基地局整備を推進してきた。

しかしながら、未だに携帯電話が利用できない地域が山間部等を中心に存在しており（平成 24 年度末時点で、エリア外人口約 6 万人）、そうした不感地域の早期解消が重要な課題となっている。また、利便性だけでなく緊急時の連絡手段の確保の観点から、居住地域のみならず、トンネル内等遮へい空間内における携帯電話の利用に対する要望が強まっている。

さらに近年、船舶に基地局を搭載しての沿岸被災地のエリア確保等移動体への基地局設置等の新たなニーズも萌芽しつつあります。

こうした場所やシーンを問わず携帯電話を利用したいとするニーズの高まりを受け、本研究会は、基地局整備の現状と課題を把握するとともに、今後の基地局整備の在り方や具体的推進方策等について検討を行うことを目的とする。

### 2 名称

本研究会の名称は、「携帯電話の基地局整備の在り方に関する研究会」とする。

### 3 主な検討事項

条件不利な地域等における携帯電話の基地局整備の推進に向け、以下について整理・検討を行う。

- (1) 地理的に条件不利な地域や遮へい空間における基地局整備の現状と課題
- (2) 移動体への基地局設置等新たなニーズと課題
- (3) 携帯電話等エリア整備事業等を含めた基地局整備の今後の方向性 等

### 4 構成及び運営

- (1) 本研究会は、総合通信基盤局電波部長の懇談会として開催する。
- (2) 本研究会の構成員は別紙のとおりとする。
- (3) 本研究会には座長及び座長代理を置く。
- (4) 座長は、本研究会構成員の互選によって定めることとし、座長代理は、座長が指名する。
- (5) 座長は、本研究会を招集し、主宰する。
- (6) 座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって本研究会を招集し、主宰する。
- (7) 本研究会は、必要に応じ、外部の関係者の出席を求め、意見を聞くことができ

る。

- (8) 本研究会は原則公開とする。ただし、本研究会の開催に際し、当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合等、座長が必要と認める場合は、その全部又は一部を非公開とする。
- (9) 議事要旨及び資料については、原則、一般のアクセスが可能な総務省のホームページに掲載し、公開することとする。ただし、資料の公開に際し、当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合等、座長が必要と認める場合は、その全部又は一部を非公開とする。
- (10) その他、本研究会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

## 5 開催期間

本研究会は、平成 25 年 10 月から平成 26 年 3 月までを目途に開催するものとする。

## 6 その他

本研究会の庶務は、総務省総合通信基盤局電波部移動通信課が行う。

(別紙)

## 携帯電話の基地局整備の在り方に関する研究会 構成員

敬称略

いがらし 五十嵐	あつし 敦	弁護士、TMI 総合法律事務所パートナー
うちだ 内田	よしあき 義昭	KDD I 株式会社 技術統括本部技術企画本部長
おおはし 大橋	いさお 功	イー・アクセス株式会社 企画部長
こだて 小舘	あきひさ 亮之	津田塾大学 学芸学部教授
じけ 寺家	かつまさ 克昌	新潟県 総務管理部長
せきわ 関和	ともひろ 智弘	ソフトバンクモバイル株式会社 モバイルネットワーク企画本部長
とくひろ 徳廣	きよし 清志	株式会社NTTドコモ 取締役常務執行役員 ネットワーク担当 ネットワーク部長
なかむら 中村	あきら 光	公益社団法人移動通信基盤整備協会 事務局長
にしやま 西山	あきら 彰	島根県 地域振興部長
ふじい 藤井	よりこ 資子	熊本県立大学 総合管理学部准教授
もりあい 森合	まさのり 正典	福島県 企画調整部長
やえがし 孝治	こうじ	岩手県岩泉町 政策推進課長
やまうち 山内	ひろたか 弘隆	一橋大学大学院 商学研究科教授
やまざき 山崎	りょう 亮	コミュニティデザイナー、studio-L 代表、京都造形芸術大学 空間演出デザイン科教授

上記構成員のほか、必要に応じて、その他の関係省庁、団体等に参加を要請することがある。